

栃木市ホームページ広告掲載要項

第1 趣旨

この要項は、栃木市広告掲載要綱（平成22年栃木市告示第17号。以下「要綱」という。）第16条に基づき、栃木市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への有料広告（以下「広告」という。）掲載について必要な事項を定めるものであり、広告掲載の可否は、この要項に基づき判断を行うものとする。

第2 定義

この要項において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、市ホームページへの広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

第3 広告全般に関する基本的な考え方

市ホームページに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、信用性と信頼性のある適切なものでなければならない。

第4 広告掲載できる者、広告の基準等

- 1 広告を市ホームページに掲載することができる者、広告の内容等については、要綱及び栃木市ホームページ広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）の規定を適用する。
- 2 前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する者の広告は掲載しない。
 - (1) 栃木市の入札参加資格において指名停止措置を受けている者又は指名停止に該当する行為を行った者
 - (2) 社会通念上好ましくないとされる問題が生じている者
 - (3) 栃木市の公共機関としての社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれのある者
 - (4) その他広告を掲載する広告主として市が適当でないと認める者

第5 規制業種又は事業者

次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第8条に基づくスポーツ振興投票券に係るものを除く。）
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) その他前各号以外で、社会問題を起こしている業種や事業者

第6 掲載基準

次の各号に定めるものは掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- オ 政治団体による政治活動を目的とするもの
- カ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、市民に不安を与えるおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 特定の主義主張を含むもの（意見広告を含む。）
- コ 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- サ その他広告に掲載することが妥当でないと認められる内容を含むもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの
- イ 自己の供給する商品等と競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
- ウ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨し、若しくは保証する記述があるもの
- エ 射幸心を著しくあおる表現のもの
- オ 虚偽の内容を表示するもの
- カ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- キ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- ク 広告主及び責任の所在が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又は商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- コ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの

- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

第7 業種等の個別の基準及び留意事項

具体的な表示内容等に関する業種等の個別の基準及び留意事項は、別表のとおりとする。

第8 ホームページに関する基準

市ホームページへの広告掲載に関しては、市ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページ及びそのホームページに貼付しているリンク先ホームページの内容についても第6及び第7の基準等を適用する。

第9 広告掲載の申込手続

広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、要領第6条の規定に定めるホームページ広告掲載申込書に次の書類を添えて市長に提出することとする。

- (1) 広告の図案
- (2) リンク先ウェブサイトの内容等がわかるもの（文面及び説明書）
- (3) 会社概要、事業内容等がわかるもの
- (4) 申立書（別記様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第10 広告主の責務

- 1 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

第11 その他

要綱、要領及びこの要項に定めるもののほか広告の掲載に関する事項が必要な場合は、市長が別に定める。

第12 適用期日

この要項は、令和5年4月1日以降の広告掲載から適用する。

令和5年1月23日制定

別表（第7関係）

1 人材募集広告

- (1) 人材募集の広告は、労働基準法・職業安定法・男女雇用機会均等法・雇用対策法を遵守する。
- (2) 求人者の名称・住所・電話番号、募集する職種または仕事内容、応募資格（ある場合）、勤務条件（勤務時間、交通費・社会保険の有無など）、給与（賃金）、雇用関係、応募方法を明記する。
- (3) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。また、人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 教育に関する広告

- (1) 学校の名称は、学校教育法で認可されたもの以外掲載しない。
- (2) 通信教育・講習会・塾・養成所などの広告は、その実態・内容・施設が明確でないものは掲載しない。
- (3) 学習塾・予備校等(専門学校を含む)の広告は、合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示すること。

- (4) 語学教室等の広告は、安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しないこと。
例：1か月で確実にマスターできる 等

- (5) 外国大学の日本校の広告は、下記の趣旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

- (6) 資格講座の広告は、民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かねばならないという誤解を招くような表現は使用しないこと。また、次の趣旨を明確に表示すること。「この資格は国家資格ではありません。」

行政書士講座などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しないこと。「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

資格講座の募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。受講費用すべて公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしないこと。

3 病院、診療所、助産所等（美容医療含む）

- (1) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
- (2) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
- (3) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。
- (4) 赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。

- (5) 前号に規定するもののほか、医療法（昭和23年7月30日法律205号）に規定する事項、関連法、厚生労働省の告示、同省の医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）に定める広告規則等の関連規定を遵守すること。

4 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
- (3) 電気・光線・放射線法などに関する広告で関係法規による免許・厚生労働大臣の許可のない医療類似行為を行う施設その他医業類似行為となるおそれのある広告は掲載しない。

5 医薬品等に関する広告

- (1) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）の広告は、薬事法・食品衛生法・医薬品等適正広告基準等を厳守する。また広告を掲載する事業者が、事業者の所在地を所管する地方公共団体の医薬担当課及び食品担当課ならびに公正取引委員会で広告内容についての了承を得ること。
- (2) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品の広告は、薬事法・食品衛生法・医薬品等適正広告基準等を厳守する。広告を掲載する事業者が、事業者の所在地を所管する地方公共団体の薬務担当課及び食品担当課ならびに公正取引委員会で広告内容についての了承を得ること。健康増進法第31条第1項の規定により、食品として販売に供する物に関して広告するときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示はできない。

6 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

(1) サービス全般（老人保健施設を除く）

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招くような表現をしないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ ア又はイに掲げるもののほか、サービスを利用するに当たって有利であると誤解を招くような表示はしない。

例： 栃木市事業受託事業者 等

(2) 有料老人ホーム 前号に規定するもののほか、次のアからウまでに掲げる事項を遵守すること。

ア 厚生労働省有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年度公正取引委員会告示第3号)に抵触しないこと。

(3) 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ アに掲げるもののほか、利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はしないこと。

7 不動産事業

(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。

(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引機能、物件所在地、面積、建築日、価格、賃料、取引条件等の有効期限を明記する。

(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。

例:早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

8 旅行業

(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。

(2) 不当表示に注意する。

例:白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等

9 通信販売業

購入者が商品を直接確認できないので、虚偽・誇大表現など広告表示にならないよう注意すること。

10 雑誌・週刊誌等

(1) 適正な品位を保った広告であること。

(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真)がないものであること。

(4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮ある表現であること。

(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

(7) 未成年、心身喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

11 映画・興行等

(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。

- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部のみを誇張したりした表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない
- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

12 古物商・リサイクルショップ等

- (1) 営業形態に応じて、必要な法令に基づく許可等を受けていること。
- (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例:回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など

13 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及び(批判、中傷等)するものは掲載しない。

14 質屋・チケット等再販売業

有利さを誤認させるような表示はしない。

15 景品・懸賞に関する広告

- (1) 民法・景品表示法・独占禁止法・公正取引委員会告示等を厳守する。
- (2) 広告に掲載できる景品の額には、取引の形態によって制限があるので注意する。 例：一般懸賞「取引価額5,000円未満は取引価額の20倍（景品類の総額売上予定総額の2%）」
- (3) クーポン広告は、広告主名または使える実施店舗（住所）、使える対象商品またはサービスの内容、割引額または率・もととなる商品またはサービスの額、使用有効期限、対象商品またはサービスの数量・重量・形状などを明示する。

16 代理店・内職などに関する広告

- (1) 代理店・特約店・内職・下請け・サイドビジネス・フランチャイズチェーン店などに関する広告は、家内労働法、訪問販売等に関する法律を順守する。
- (2) 初心者が簡単に、高収益をあげられるような表現はしない。

17 会員募集に関する広告

- (1) レジャー産業などの会員募集の広告は、農地法・都市計画法・建築基準法・ゴルフ場等の係わる会員契約の適正化に関する法律を順守する。
- (2) 会の責任者・実態・目的・内容、会の名称・所在地、入会金・会費・保証金・テキスト代などの費用明記する。

18 その他、表示について注意を要すること

(1) 割引表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

(2) 比較広告(根拠となる資料が必要)

主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示する。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者氏名を明記する。

(5) 肖像権・著作権

無断使用がないか確認をする。

(6) 宝石販売

虚偽の表現に注意(公正取引委員会に確認の必要あり。)

例：「メーカー希望小売価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない等)

(7) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

別記様式（第9関係）

年 月 日

申 立 書

栃木市長 様

申込者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 印
電話番号

栃木市広告掲載要綱、栃木市ホームページ広告掲載取扱要領及び栃木市ホームページ広告掲載要項を遵守いたします。

また、栃木市ホームページ広告掲載要項第10の規定について、広告主として責務を負うことを誓約いたします。